

## 【1 陳情の審査】

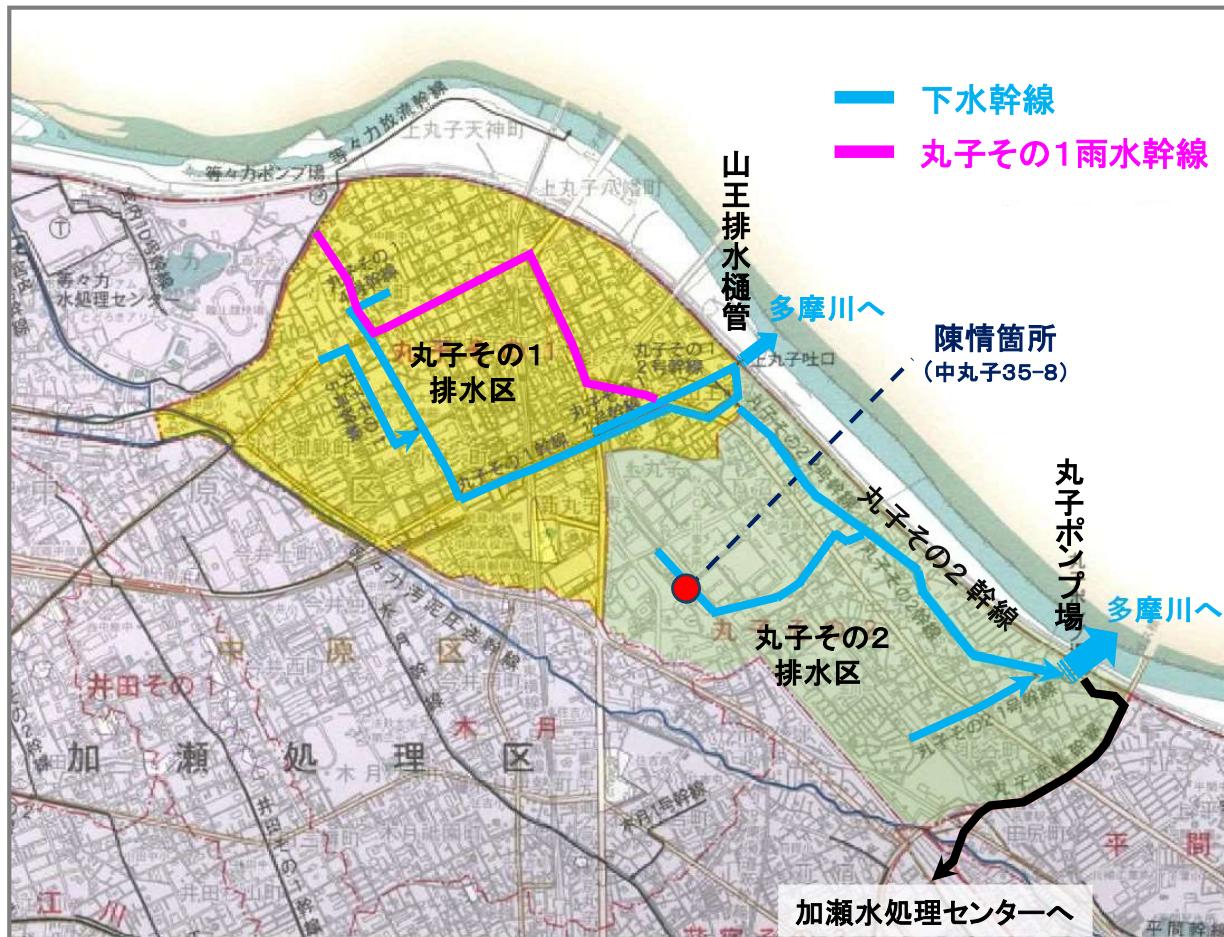
### (1) 陳情第135号

中原区中丸子（丸子その2排水区）における降雨による内水氾濫解消を目的とした早期の公共下水道整備の実施及び安全安心な市民生活を求める陳情

上下水道局

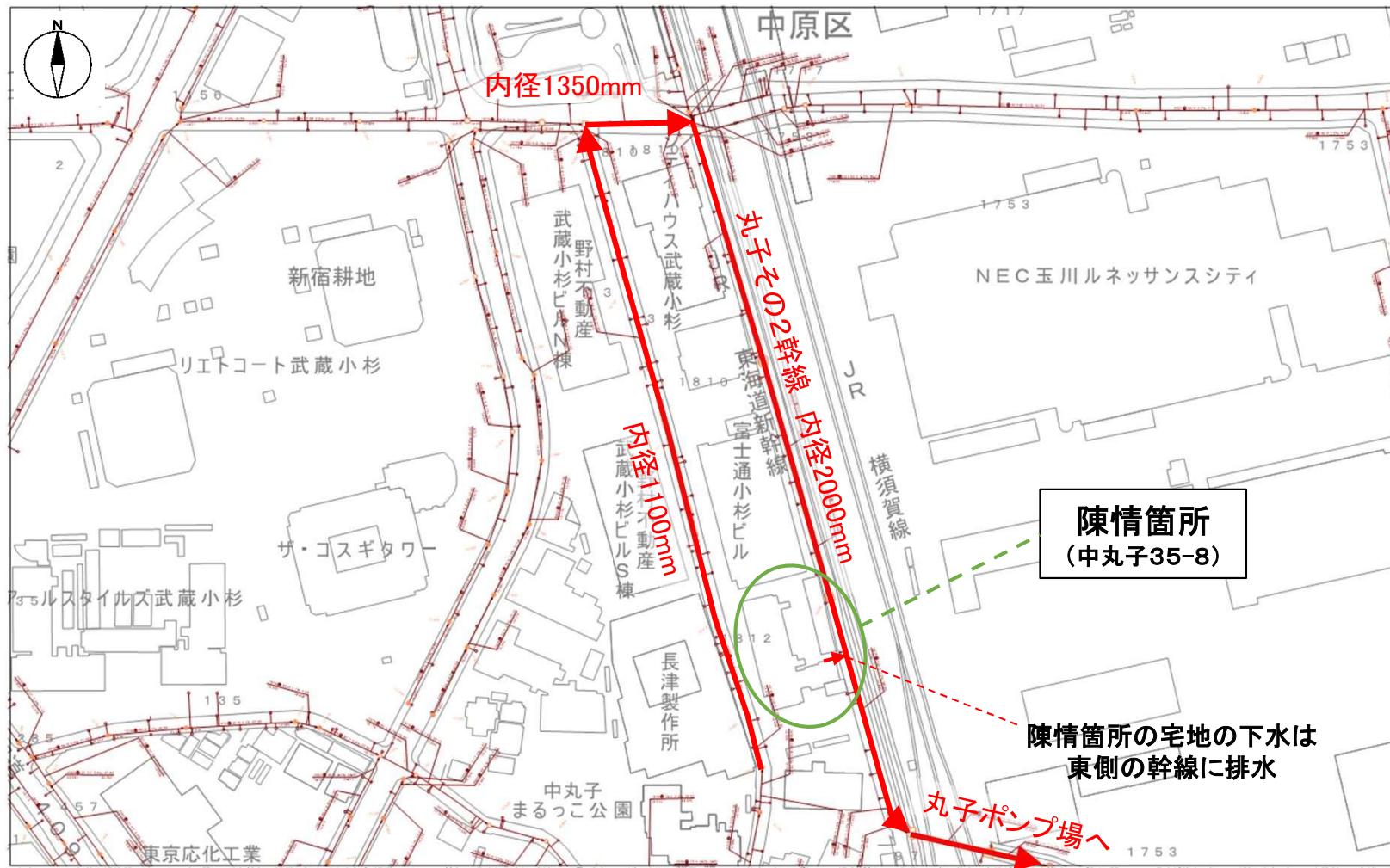
# 1 丸子その1、丸子その2排水区における下水道整備状況

- 陳情箇所が位置する丸子その2排水区は、雨水を丸子ポンプ場から多摩川へ排水している  
下水道施設の整備水準は、1時間当たり52mmの降雨(5年確率降雨)に対応している
- 丸子その1排水区は、雨水を山王排水樋管から多摩川へ自然流下で排水している  
下水道施設の整備水準は、平成29年4月に供用を開始した丸子その1雨水幹線により、  
1時間当たり58mmの降雨(10年確率降雨)に対応している



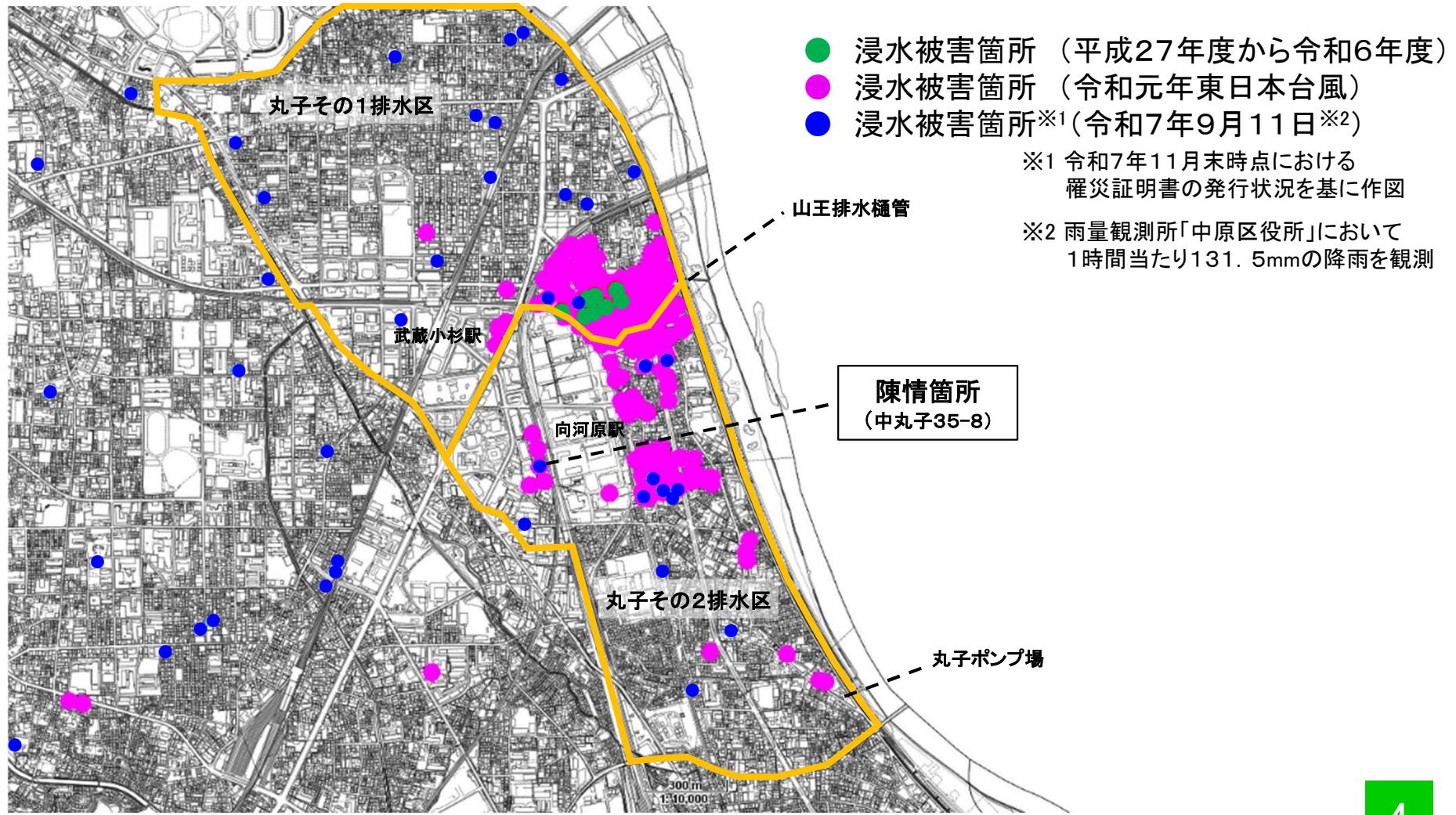
## 2 陳情箇所における下水道整備状況

- 陳情箇所の西側に内径1100mmの下水管きょ、東側に内径2000mmの丸子その2幹線が整備されており、下水管きょに流入した下水は丸子ポンプ場へ流下している
- 陳情箇所の宅地の下水は、東側の丸子その2幹線に排水されている



### 3 丸子その1、丸子その2排水区における浸水被害状況

- 丸子その1、その2排水区では、陳情箇所を含めて多数の浸水被害が発生
- 主な浸水の要因は、「多摩川の水位上昇に伴う浸水」と「下水道施設の排水能力を超える降雨に伴う浸水」



中原区周辺の地図(出典:川崎市都市計画基本図)に浸水被害箇所を重ね合わせた図

## 4 多摩川の水位上昇に伴う浸水への対策

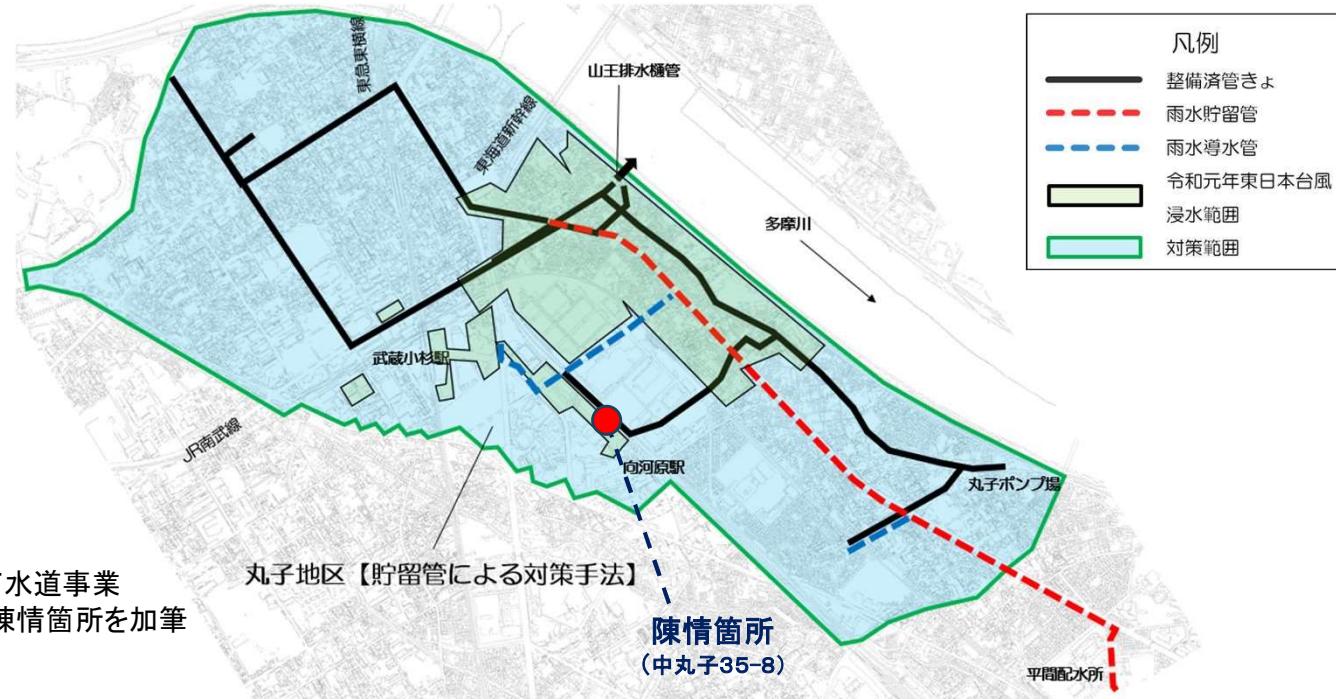
- 多摩川の水位上昇に伴う浸水への対策として、山王排水樋管におけるゲート改良や、排水ポンプ車の導入、バイパス管の整備等を令和5年8月までに完了
- 対策効果として、令和元年東日本台風当時の降雨、河川水位の条件において浸水被害を解消
- さらに、令和元年東日本台風当時の雨量を超える降雨への対策も求められているところ



## 5 下水道施設の排水能力を超える降雨に伴う浸水への対策

- 下水道施設の排水能力を超える降雨に伴う浸水への対策、また、令和元年東日本台風当時の雨量を超える降雨への対策として、雨水貯留管や雨水導水管を整備することとし、「川崎市上下水道事業中期計画(2026~2029)素案」に位置付け、パブリックコメントを実施
- 対策効果として、下水道施設の整備水準を1時間当たり58mmの降雨(10年確率降雨)にグレードアップするとともに、横浜地方気象台における既往最大降雨である1時間あたり92mmの降雨においても床上浸水を防止

### ●丸子地区(山王排水樋管周辺地域)における対策の概要



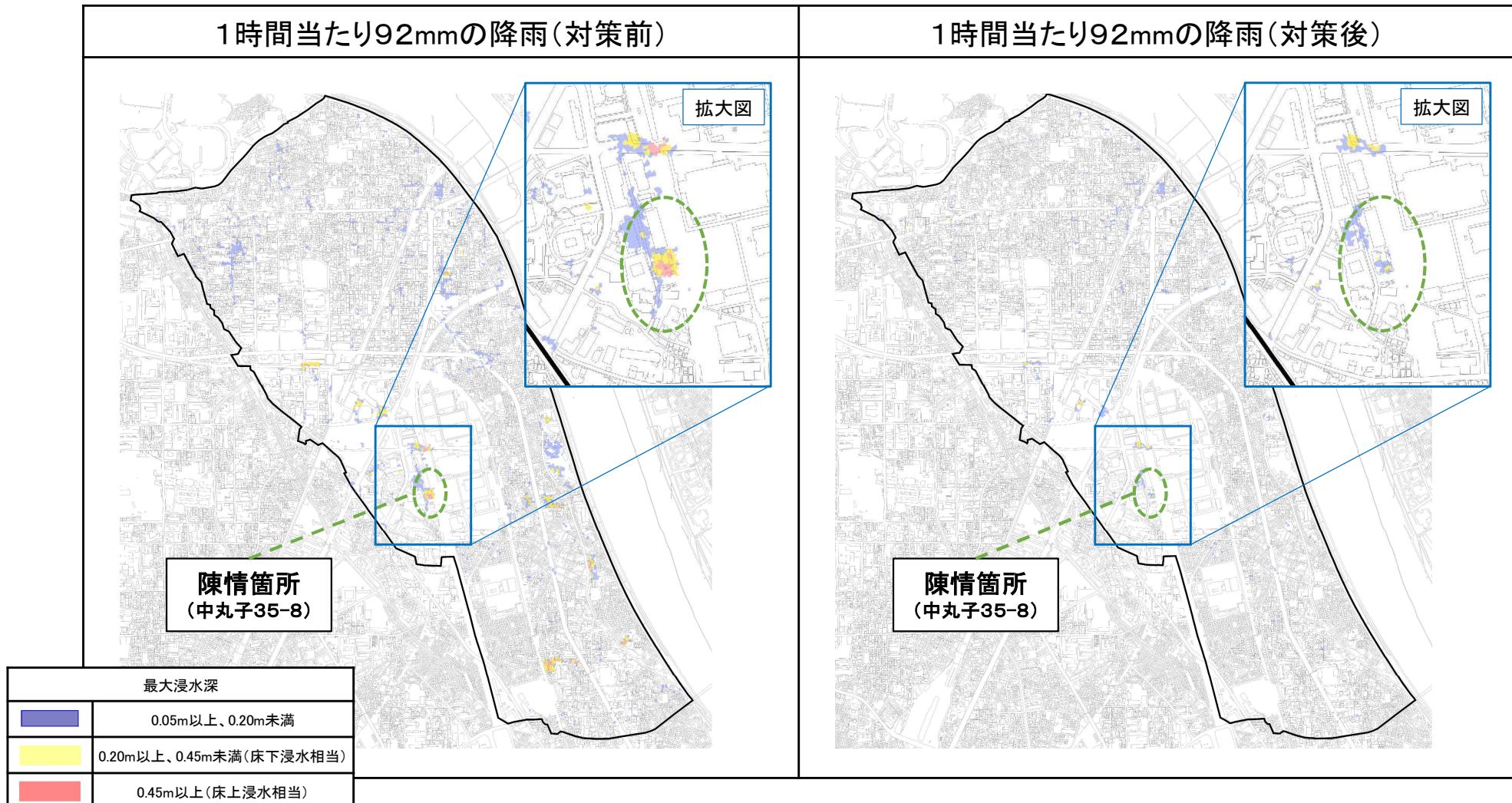
※対策の概要図(出典:「川崎市上下水道事業中期計画(2026~2029)素案」)に陳情箇所を加筆

令和10年度より事業に着手し、令和18年度の供用開始を目指します。

※整備予定の内容は、計画の見通し等により変更する可能性があります。また、計画期間以外の予定も含まれます。

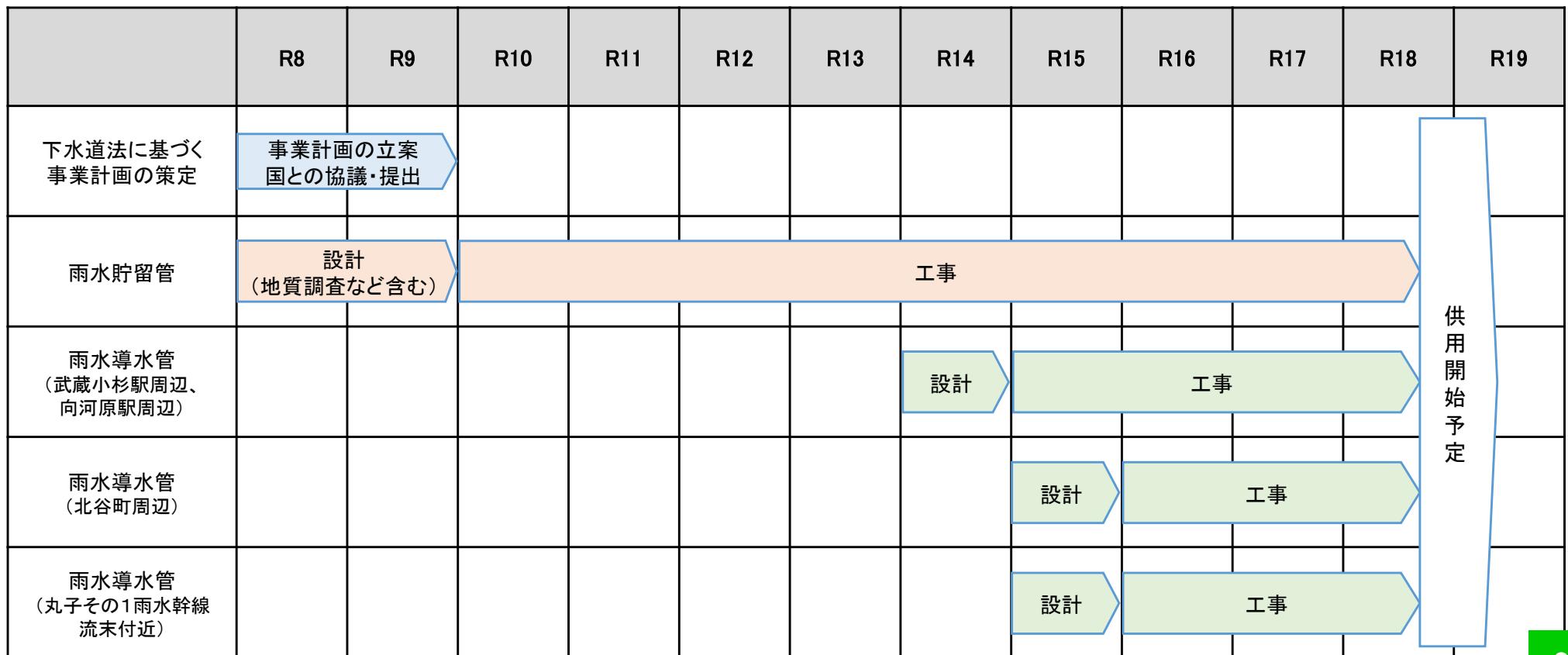
## 6 浸水対策の効果

- 雨水貯留管と雨水導水管の整備による浸水対策の効果を浸水シミュレーションにより確認
- 陳情箇所を含め、横浜地方気象台における既往最大降雨である1時間あたり92mmの降雨においても床上浸水を防止



## 7 浸水対策のスケジュール

- 浸水対策施設については、最短の工程により、令和18年度の供用開始を目指す
- 雨水貯留管等の整備については、令和8年度から事業計画の立案に着手し、国との協議等を進めるとともに、地質調査や設計に取り組み、令和10年度の工事着手を予定
- 雨水貯留管については、シールド工法による大規模工事となり、完成までに約9年間を要する
- 雨水導水管については、雨水貯留管と同時に完成するよう設計、工事を進める予定



※スケジュールは変更になる可能性があります。

## 8 陳情項目と本市の取組

	陳情項目(原文)	本市の取組
陳情項目 1	令和8年(2026年)度以降からの市公共上下水道整備中期計画として、当地区西側全面道路周辺及び東側周辺一帯を含む管路整備を盛り込む当排水地区(丸子その2排水地区)における雨水幹線、バイパス管、雨水貯留管、暗渠、新たなポンプ場の新設、整備等の有効な手段を用いた内水氾濫防止策の策定	●雨水貯留管や雨水導水管を整備することとし、「川崎市上下水道事業中期計画(2026～2029)素案」に位置付け、パブリックコメントを実施
陳情項目 2	令和8年(2026年)度以降からの上記計画の早期実行	●「川崎市上下水道事業中期計画(2026～2029)素案」とおり、浸水対策施設については、最短の工程により、整備を推進することとしており、令和8年度から事業計画の立案に着手し、国との協議等を進めるとともに、地質調査や設計に取り組み、令和10年度の工事着手、令和18年度の供用開始を目指す